

資料 1

向日市国民保護計画(素案)の概要について

1 計画策定の背景

- 平成15年6月 我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた「武力攻撃事態対処法」成立
- 平成16年6月 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた「国民保護法」成立
- 平成17年3月 国は、国民保護計画等を作成する際の基準となる事項等を定めた「基本指針」を閣議決定、また、計画作成の参考として「都道府県国民保護モデル計画」を提示
- 平成17年度 国（各省庁）及び都道府県の国民保護計画並びに指定公共機関の国民保護業務計画の作成
- 平成18年1月 国は、市町村の計画作成の参考として「市町村国民保護モデル計画」を提示
- 平成18年度中 市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画の作成

2 計画策定の基本的考え方

計画策定の目的、市の責務

世界の恒久平和の実現は向日市民はもとより、全人類共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。

この人類共通の大義に向かって不断の努力を傾注することは、我々に課せられた責務である。

市は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

<計画（素案）第1編第1章から抜粋>

基本的な留意事項

- 「国民の権利利益の迅速な救済」
- 「市民に対する情報提供」
- 「関係機関相互の連携協力」
- 「市民の協力」
- 「高齢者、障害者その他配慮を要する者への配慮」
- 「国際人道法の的確な実施」
- 「指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重」
- 「国民保護措置に従事する者等の安全の確保」に加え、
- 「外国人への国民保護措置の適用」
- 「こころのケア支援」を明記

市国民保護計画は、国民保護法や基本指針及び「京都府国民保護計画」に基づき、市町村国民保護モデル計画を参考に策定

なお、国民保護計画に定めのない事項については、市地域防災計画等で対応

3 計画の構成

使いやすさ、分かりやすさに留意し、5編により構成、併せて、関係機関等への連絡先や統計資料等を掲載した資料編及び事務の詳細な手順を定めたマニュアルを作成

(P 5 向日市国民保護計画（素案）の構成 参照)

4 特徴

国民保護法や基本指針並びに京都府国民保護計画に基づき、市町村モデル計画（消防庁作成）を参考に、向日市の地理的・社会的特性を踏まえ、下記事項に十分留意して、向日市国民保護計画を策定

(1) 様々な事態から市民の安心・安全を確保

総合的な危機管理機能の強化 ~安心・安全なまちづくり~

いかなる事態においても市民の生命、身体及び財産を守る向日市の責務を果たせる実践的な計画

武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定前における初動体制として、武力攻撃の兆候があった場合、直ちに「危機管理連絡調整会議」を設置し、情報連絡体制を構築
地域防災計画など既存の危機管理体制との整合性をはかりながら、総合的な危機管理機能の強化の観点から計画を策定

(2) 高齢者、障害者等への配慮

要配慮者等への支援体制の整備 ~台風や7月の大雨で高齢者等に多数の被害~

高齢者、障害者等（要配慮者）への対策

- ・情報の伝達、避難の誘導、避難施設の運営管理などにおいて、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者に十分な配慮

言語、生活習慣の異なる外国人への対策

- ・関係機関と連携した外国人への支援体制・情報伝達体制の整備等

(3) 市民、事業所及び市内の様々な機関・団体や近隣市町との連携強化

市民、事業所及び様々な機関、団体との協力関係の構築

学校、事業所、大規模集客施設など市内の様々な機関や団体との危機管理に関する協力関係を構築

府との緊密な連携

警報の伝達や避難指示の伝達をはじめ国民保護措置を確実に実施できるよう府との緊密な連携

市民への情報伝達体制の構築

武力攻撃等の情報、警報、避難の指示、緊急通報の発令など様々な情報を的確かつ迅速に提供できるよう情報伝達手段の多様化

近隣市町との連携 ~市域がコンパクトであり主要交通網が走っている~

京都市、長岡京市、大山崎町及び京都南部都市広域行政圏との相互連携
京都南部都市広域行政圏推進協議会広域防災連絡会等の活用、相互応援体制の整備
(防災のための相互応援協定等の見直し等) 情報の共有

(4) こころのケア支援

こころのケア支援

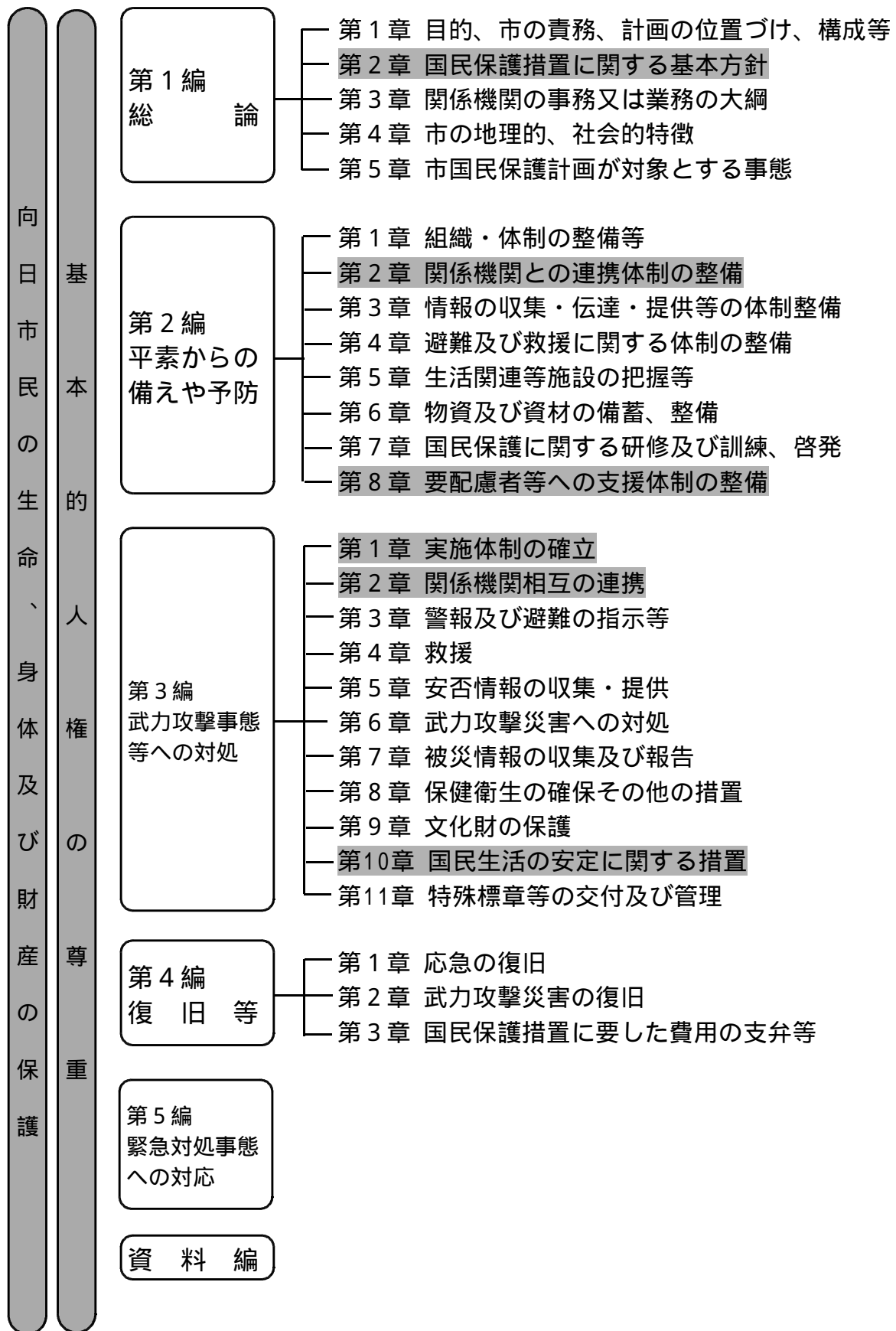
災害時には、生命や身体及び財産の損害への対応とともに、こころのケアの視点が重要であり、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門家と連携したこころのケア支援施策

(5) 市民の皆様とのコラボレーション(協働)による安心・安全なまちづくり

「自助、共助、公助」による災害の軽減

市民の皆様とのコラボレーション(協働)により、創意工夫を重ねて市民の皆様が安全で安心して暮らせる施策の充実

向日市国民保護計画(素案)の構成



向日市国民保護計画(素案)の概要

第1編 総論

第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等に関する事項(1～3頁)

世界の恒久平和の実現は向日市民はもとより、全人類共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要。

市は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的な人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要があることを踏まえ、市国民保護計画を策定

国民保護法第35条の規定に基づき計画を策定。この際、総合的な危機管理機能の強化の観点から、既存の地域防災計画をはじめ危機管理に関するマニュアルづくりなど、関係機関との連携協力などを行い、市民の生命、身体、財産を守るため、危機管理体制の強化

市国民保護計画は、以下の各編により構成

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処

併せて、関係機関への連絡先や統計資料などを記載した資料編及び事務の詳細な手順を定めたマニュアル編を作成

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画は、基本指針及び府国民保護計画に基づき作成

武力攻撃事態への対応と自然災害や事故との対応は共通することも多く、市国民保護計画で定めていない事項は、市地域防災計画等で対応

第2章 国民保護措置に関する基本方針 (4～5頁)

国民保護措置を実施するに当たり、法や基本指針に記載された「基本的な人権の尊重」や「高齢者、障害者等への配慮」などの留意事項に加え「外国人への国民保護措置の適用」「こころのケア支援」を明記

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱（6～10頁）

関係機関と円滑に連携するため、それぞれの機関の果たすべき役割を明確にしておく必要があることから、府、市、関係する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の事務又は業務の大綱を記載

第4章 市の地理的、社会的特徴（11～12頁）

国民保護措置を適切に実施するため、市の地理的、社会的特徴を以下の項目で記載
・概況、地勢、気候、人口分布、道路・鉄道の位置等、国の重要施設、その他の特性等

第5章 市国民保護計画が対象とする事態（13～14頁）

基本指針において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型等の概略を記載

特に留意する事項として、本市の交通網は、いづれも国土幹線ないしは、都市間の主要な交通動脈として機能しており交通量が多く、災害発生により被害からの早期復旧が必要を記載

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等 (15～18頁)

国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者において、国民保護に関する総括、各部局間の調整、企画立案等のほか、避難施設の指定等の国民保護法の平素において行う事務を所掌。各部局等は、防災をはじめ様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せ、国民保護の業務を実施

職員の迅速な参集体制の整備など、24時間対応可能な体制の確保

国民保護措置の実施に伴う損失補償など権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため総合的な窓口を開設するほか、権利利益に関する文書の適切な保管

市は、乙訓消防組合消防本部との連携を図りつつ、24時間対応可能な体制を整備

第2章 関係機関との連携体制の整備 (19～21頁)

市は、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と、防災・危機管理等の既存の連携体制を活用し、相互の連携の強化に努力

府との連携

- ・国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう府との連携を記載

近隣市町との連携

- ・京都南部都市広域行政圏推進協議会広域防災連絡会等の活用
- ・既存の相互応援協定（災害）について危機管理・国民保護等にも対応できるよう見直し
- ・避難経路、運送手段、避難施設など国民保護措置を実施するための情報の共有

指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

関係団体等との連携

- ・自主防災組織やボランティア関係団体等との連携
- ・国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、様々な機関や団体と危機管理に関する協力関係の構築

第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備 (22～25頁)

地上系と衛星系の防災行政無線の整備など、応急対策を実施するための非常通信を確保

防災行政無線や広報車、消防団等によるほか、自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達など、市民に対する的確かつ迅速な情報提供体制の整備

住民及び関係団体への伝達方法についてあらかじめ定めておくなど、警報の伝達等が実施できる連絡体制を構築（警報・・基本的には府が通知）

収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供できるよう、安否情報に係る事務処理体制の整備

第4章 避難及び救援に関する体制の整備 (26～27頁)

避難の指示や救援に関する措置が迅速かつ適切に実施できるよう、必要な基礎的資料の整備（避難路一覧、輸送力一覧、避難施設一覧など）

府と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力等を把握するとともに、避難住民や緊急物資の輸送の実施体制の整備に努力

府が行う避難施設の指定については、必要な情報を提供するなど府に協力
（災害対策基本法に基づき指定されている施設を中心に、学校、公園等の施設を指定）

避難施設の情報をデータベース等により、府と情報の共有化

府から救援の一部を本市において行うこととされた場合や救援補助について、府との役割分担等について、あらかじめ府との調整

府や府警察等と緊密な意見交換を行い、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成

第5章 生活関連等施設の把握等 (28～29頁)

市内に所在する生活関連等施設〔国民生活に関連を有する施設（ダム、発電所、鉄道施設等）や危険物質等（火薬類、毒劇物等）の取扱施設等〕の状況について、府及び消防組合を通じて把握するとともに、府及び消防組合等との緊密な連携の確保

府及び消防組合等と連携し、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点の周知をするとともに、安全確保対策の実施を要請

市が管理する生活関連等施設等について、警戒を強化する等の安全の確保

第6章 物資及び資材の備蓄、整備 (30～31頁)

食料や毛布など救援に必要な物資や資材の備蓄については、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねて整備

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服などの資機材や特殊な医薬品等については、国において備蓄・調達体制の整備等が行われることとされており、国や府の備蓄の状況等を踏まえ、府と連携して対応

(例：天然痘ワクチン、安定ヨウ素剤等は、国が基本的に整備)

第7章 国民保護に関する研修及び訓練、啓発 (32～33頁)

市職員の危機管理能力の向上に資する研修の実施

防災訓練との有機的な連携を図りながら、国・府・関係機関と共同して、国民保護措置に関する訓練の実施

府と連携を図り、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、啓発等を実施

第8章 要配慮者等への支援体制の整備 (34～35頁)

要配慮者に対する支援

- ・ 府と連携して、社会福祉施設等に緊急入所ができる体制の確立や要配慮者の特性に配慮した避難所運営の支援に努力
- ・ 自主防災組織や社会福祉協議会など福祉関係機関・団体等と連携して、要配慮者に係る所在の把握、情報伝達、避難計画の策定などに努力

日本語の不自由な外国人に対する支援

- ・ 府とともに、府国際センターをはじめとする国際関係団体との連携を強化し、地域全体で外国人を支援する体制の構築に努力
- ・ 警報などの情報の多言語化の促進など情報伝達体制の構築、言語・生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努力

平成18年3月に国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」改定版及び地域防災計画を参照

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立 (36～44頁)

第1 事態認定前における初動体制

情報連絡体制

体制設置の基準

- ・近隣市町における武力攻撃の兆候の通報があった場合
- ・他府県での武力攻撃災害と疑われる事案の発生などを把握した場合

体制

総合的な危機管理機能の観点から危機管理連絡調整会議を設置(各部局長、次長等)

役割

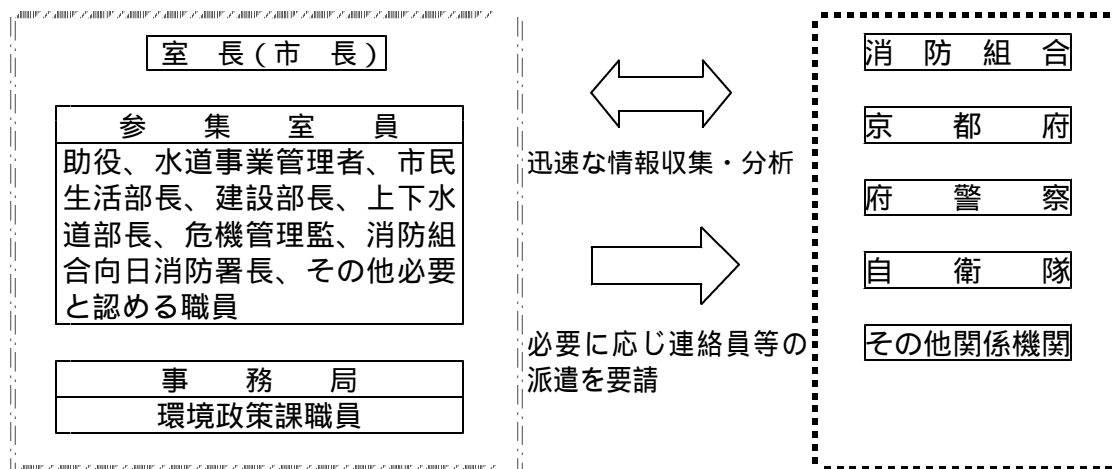
- ・事案の概要の市長への報告
- ・危機管理連絡調整会議を開催し、「情報の収集・分析」「市民への広報や報道対応」「必要な初動措置」に関することを協議・検討
- ・収集・整理した情報を適宜、市町に報告し、必要に応じ指示を仰ぐ。

緊急事態連絡室の設置

体制設置の基準

- ・市域や近隣市町において武力攻撃災害と疑われる事案の発生を把握した場合

【市緊急事態連絡室(仮称)の構成】



役割

- ・緊急事態連絡室の設置等について、府に連絡
- ・消防機関等を通じて情報収集及び国、府、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対する情報提供
- ・関係機関により講じられる災害対策基本法等に基づく避難の指示警戒区域の設定、救急救助等の応急措置の情報を収集・分析し、被害を最小化
- ・他の市町村等に対する支援要請

緊急事態連絡室を設置した後に、国において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに市国民保護対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室を廃止

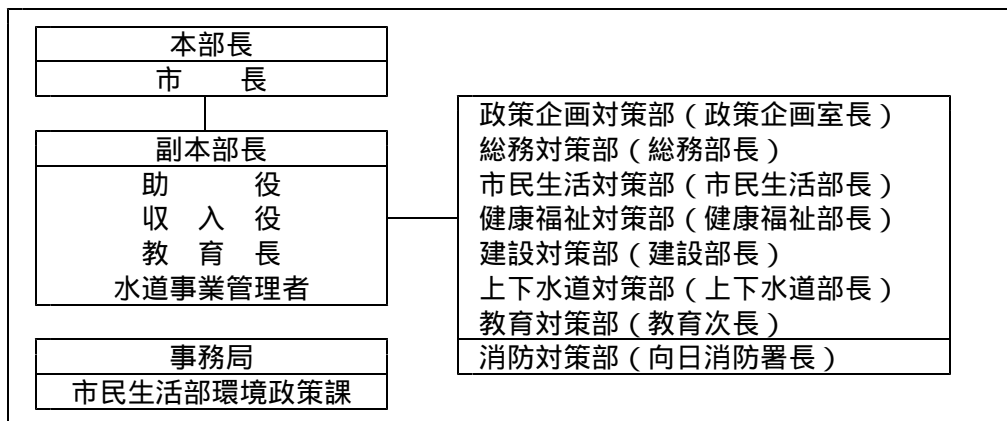
第2 事態認定後の体制

市国民保護対策本部の設置

体制設置の基準

- ・国から国民保護対策本部の設置の通知を受けた場合
- ・災害対策本部を準用し、被害の状況に応じ、職員を動員

体制



市対策本部に危機管理監を事務局長とした事務局の設置及び部の設置、機能について記載

必要に応じ、現地対策本部や現地調整所を設置

役割

対策本部会議において以下の事項を協議・調整し、国民保護措置を総合的に実施

- ・国民保護措置の実施に関すること
- ・府、指定公共機関等への応援に関すること
- ・国、他府県、他市町への応援の要請に関すること
- ・被災状況や国民保護措置の実施状況などの情報の収集・伝達に関すること
- ・その他重要な国民保護措置に関すること

市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、市対策本部長の権限を記載

第2章 関係機関相互の連携（45～48頁）

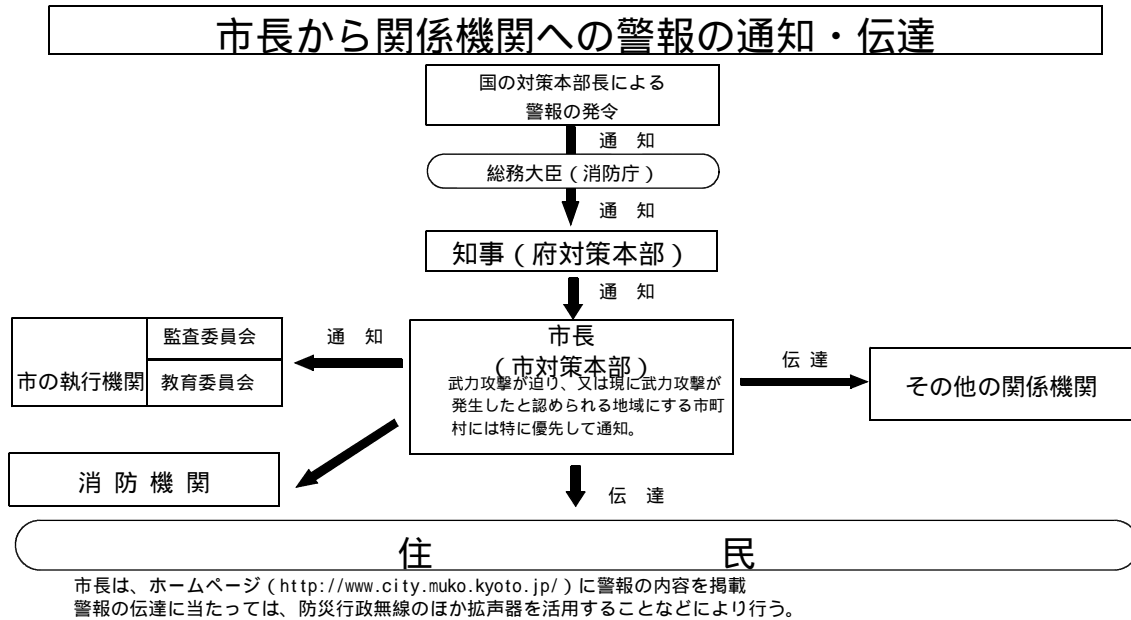
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、

- ・国・府の対策本部との連携
- ・知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等
- ・自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
- ・他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託
- ・指定公共機関、指定地方公共機関との連携
- ・指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- ・市の行う応援等
- ・ボランティア団体等に対する支援等
- ・住民への協力要請等
- ・相互の連携を円滑に進めるための事項を記載

第3章 警報及び避難の指示等 (49～61頁)

第1 警報の通知及び伝達

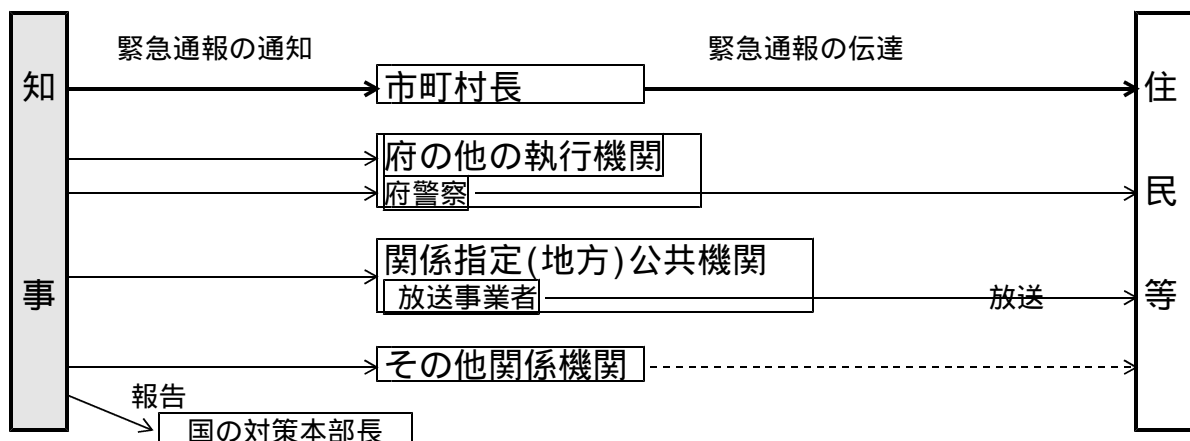
1 警報の内容の伝達等



国の対策本部から発令された警報について、府から警報の内容の通知を受けた場合、住民への伝達や関係機関などへの通知の手順を記載
住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、青年会議所、病院、学校など）に速やかに伝達

2 緊急通報の伝達及び通知

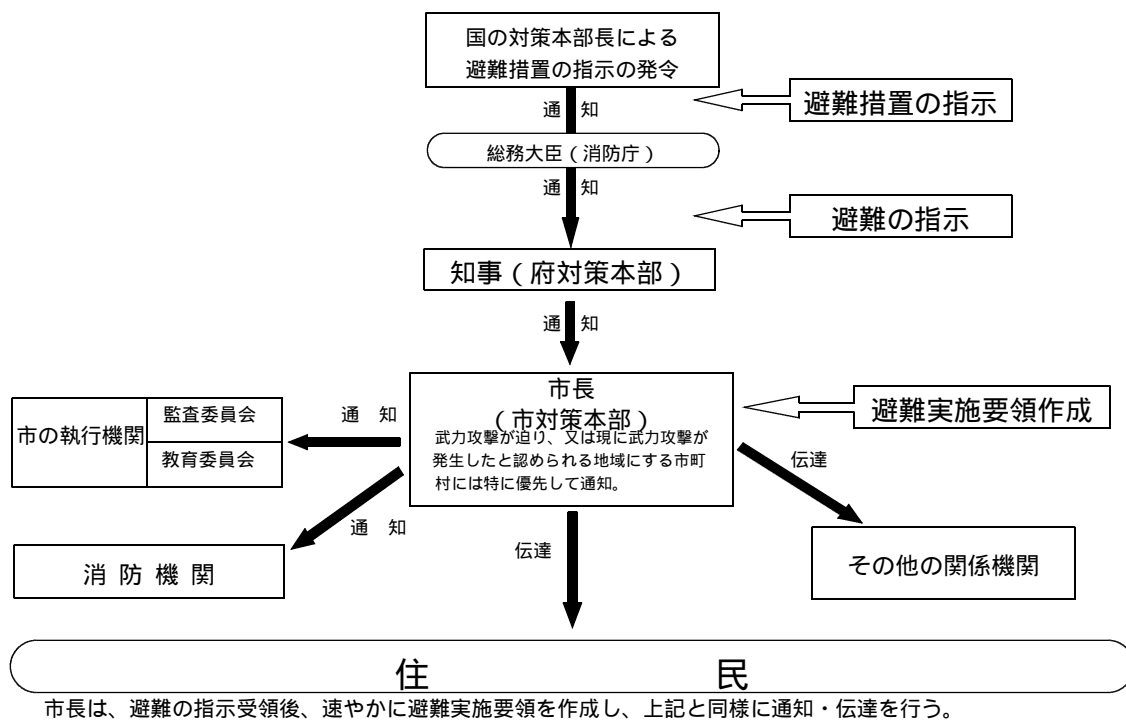
緊急通報の流れ



国の警報の発令がない場合においても、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、知事が発令する緊急通報手順を記載

第2 避難住民の誘導等

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



避難の指示の通知・伝達の流れを以下のとおり時系列で記載

避難の指示の通知・伝達

知事による避難の指示が行われた場合には、その内容を住民に迅速に伝達

避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定

避難実施要領に定める事項（法定事項）

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の指示方法、避難住民の誘導にかかる関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項を記載

2 避難実施要領策定の際の主な留意事項を記載

3 避難実施要領策定の際における考慮事項を記載

4 避難実施要領の内容の伝達等

避難の指示の通知・伝達の流れに準じた図を記載

避難住民の誘導

避難住民の誘導について、留意事項を各項目毎に記載

- ・ 市長による避難住民の誘導
- ・ 消防機関の活動
- ・ 避難誘導を行う関係機関との連携
- ・ 自主防災組織等に対する協力の要請
- ・ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
- ・ 高齢者、障害者等への配慮
- ・ 残留者等への対応
- ・ 避難所等における安全の確保等
- ・ 動物の保護等に関する配慮
- ・ 通行禁止措置の周知
- ・ 避難住民を誘導する者による警告、指示等
- ・ 避難住民の誘導への協力
- ・ 病院等の施設在所者の避難
- ・ 府に対する要請
- ・ 避難住民の運送の求め等
- ・ 避難住民の復帰のための措置

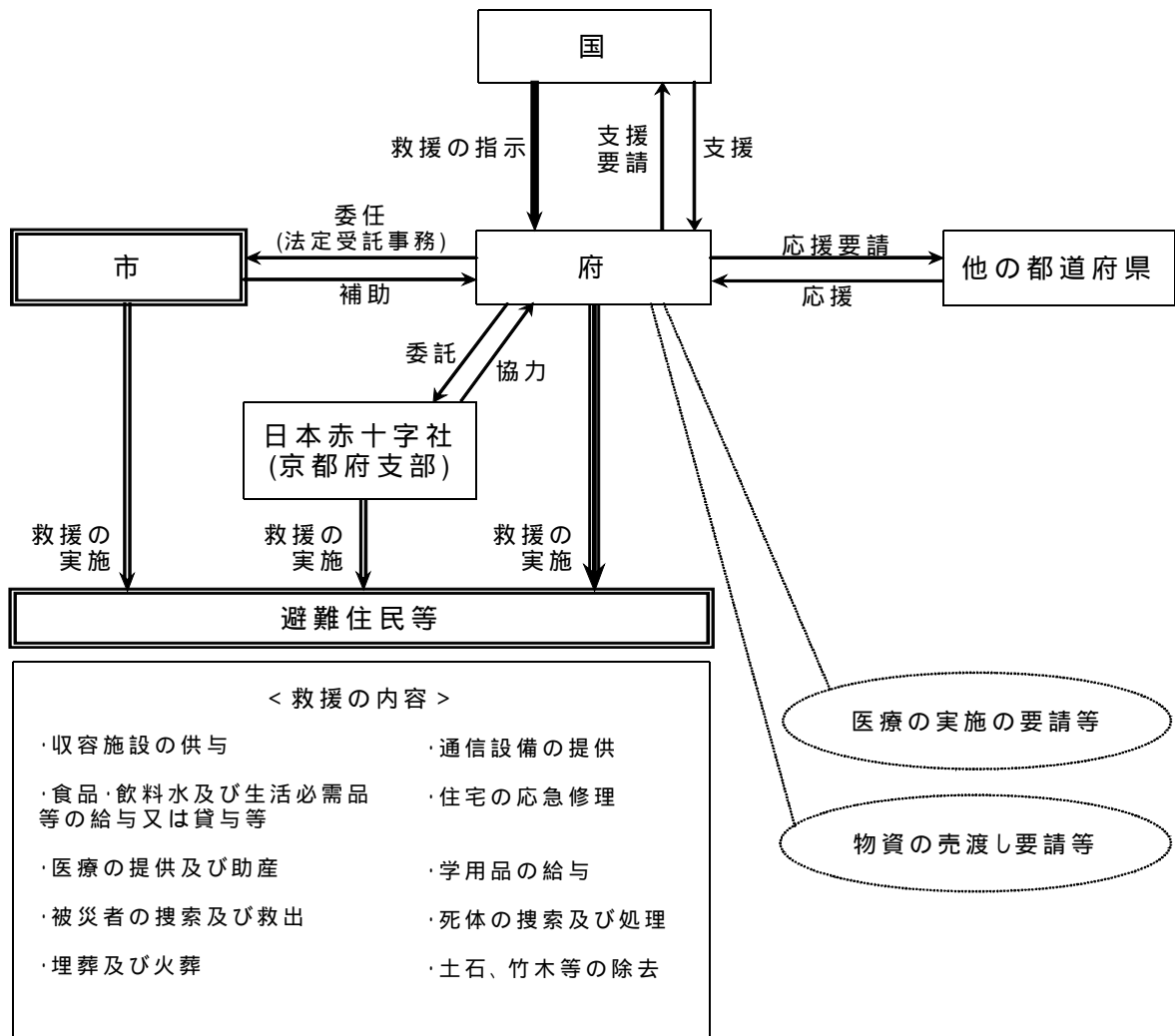
避難イメージを図式化して記載

国が示す武力攻撃事態、NBC攻撃及び緊急対処事態の避難における特徴等については、一覧表で整理

第4章 救援(62～65頁)

救援イメージ図

救援内容の概要



救援については、知事から救援の実施すべき措置の内容及び期間の通知を受けたとき、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、救援を実施又、上記の図での実施措置を除き、知事が実施する措置の補助

関係機関との連携について「府への要請等」「他の市町村との連携」「日本赤十字社京都府支部との連携」「緊急物資の運送の求め等」の各項目ごとに記載

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(厚生労働省告示)及び府国民保護計画の内容及びに基づき、救援を行う

救援を実施するに際して、要配慮者及び言語、生活習慣の異なる外国人への配慮について記載

第5章 安否情報の収集・提供（66～68頁）

安否情報の収集及び提供の実施に当たっては、その緊急性や必要性を考慮し行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答については、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮し、実施

安否情報についての収集、整理方法、府に対する報告、安否情報の照会に対する回答方法を記載

外国人の安否情報について、日本赤十字社京都支部に対し個人の情報の保護に配慮しつつ提供

「NTT災害用伝言ダイヤル」や「災害用ブロードバンド伝言板」及び「被災者情報登録検索システムI A A」など災害時の安否情報の伝達システム等の活用

第6章 武力攻撃災害への対処（69～79頁）

第1 武力攻撃災害への対処

国や府等の関係機関と協力して、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を実施

消防吏員は武力攻撃に伴って発生する火災や堤防決壊、毒素等による動物の大量死などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた場合、速やかに市長に通報

武力攻撃災害の兆候を発見した者等から通報を受けた場合、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通知

第2 応急措置等

武力攻撃災害から住民の生命、身体等に対する危険を防止するため、以下の応急の措置を記載

「退避の指示」(目前の危険を逃れるための一時的な避難) 「警戒区域の設定」について府、市町村、警察等の主体ごとの実施手順等を記載

武力攻撃災害への対処を実施するに当たり、緊急の必要があると認めるときは、物件の一時使用や除去などの応急公用負担を実施できる旨記載

消防に関する措置等

- ・市が行う措置
- ・消防機関の活動

- ・ 消防相互応援協定等に基づく応援要請
- ・ 緊急消防援助隊等の応援要請
- ・ 消防の応援の受入れ体制の確立
- ・ 消防の相互応援に関する出動
- ・ 医療機関との連携
- ・ 安全の確保（消火、救急、救助活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることのないよう、安全の確保に十分配慮）
について記載

第3 生活関連等施設における災害への対処等

特殊な対応が必要となる生活関連施設の対処については、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他関係機関と連携した市の対処に関して記載

生活関連等施設の安全確保及び危険物質等にかかる武力攻撃災害の防止及び防除に関して記載

第4 NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃による災害への対処は、国による基本的な方針を踏まえた対応を基本とするが、市の対処の現場における初動的な応急措置について、以下の項目ごと記載

- ・ 応急措置の実施
- ・ 国の方針に基づく措置の実施
- ・ 関係機関との連携
- ・ 汚染原因に応じた対応
- ・ 市長又は消防組合管理者の権限
- ・ 要員の安全確保

第7章 被災情報の収集及び報告(80～81頁)

市は、被災情報を収集し、知事に報告するため必要な事項を記載

第8章 保健衛生の確保その他の措置 (82～83頁)

避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて保健衛生を確保

廃棄物の処理については、市地域防災計画に準じて「震災廃棄物対策指針」等を参考としつつ、廃棄物処理体制の整備を支援

第9章 文化財の保護 (84～85頁)

市教育委員会は関係機関等と連携・協力して、市域に存する重要文化財をはじめとする多数の文化財（府指定・登録文化財等）を守るための必要な措置を文化財保護法並びに京都府文化財保護条例及び向日市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講じる

平素における文化財の所有者・管理団体等との連携の強化

文化財の被災情報を速やかに府をはじめ、文化財管理団体及び所有者等へ連絡これらの機関・団体等は連携し、必要な措置を実施

「文化財保護の特例」（重要文化財に関する命令又は勧告の告知等）「文化財の応急対策」「文化財の復旧」を記載

第10章 生活の安定に関する措置 (86～87頁)

市は水の安定的な供給等とともに、物価の安定や生活関連物資等の適切な供給等に必要な措置を実施

避難住民等の生活安定等を図るため、以下の項目の措置を必要に応じ実施

- ・被災児童生徒等に対する教育
- ・公的徴収金の減免等
- ・心のケア支援
- ・風評被害の防止・軽減

生活基盤等の確保として「水の安定的な供給」「公共的施設の適切な管理」について記載

第11章 特殊標章等の交付及び管理 (88～89頁)

ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書の交付及び管理に関する事項を定め、また、啓発に努めることを記載

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧 (90頁)

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が生じたときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のための必要な措置を実施。また、府に対し、必要な応援を要請

市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、応急の復旧を実施

被害状況を速やかに府に報告するとともに、障害物の除去や避難住民の運送等を行うため輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置

第2章 武力攻撃災害の復旧 (91頁)

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備され、国全体としての方向性が決定されることから、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 (92頁)

国民保護法の規定に基づき、必要な損失補償、実費弁償、損害補償及び損失の補てんを実施

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、国民保護法の規定により原則として国が負担することとされていることから、国が定めるところにより、国に対し負担金の請求

第5編 緊急対処事態への対処 (93頁)

「緊急対処事態」とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態とされ、大規模なテロを想定

緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて実施